



倒産法の概要 3

2013.08.06

1. 前回のおさらい

今回は、倒産法とは、法典の名前ではなく、関係諸規定を合わせた講学上の概念であると説明し、関係諸規定の整理をしました。

まずは、その復習からしていきます。

(1) 目的による分類

倒産処理手続は、その目的から清算型手続と再建型手続とに分けられました。

清算型手続	破産手続	破産法
	特別清算手続	会社法 510 条～574 条、879 条～902 条
再生型手続	民事再生手続	民事再生法
	会社更生手続	会社更生法

(2) 管理処分権の存否による分類

管理型手続	破産手続	破産法
	会社更生手続	会社更生法
DIP 型手続	民事再生手続	民事再生法
	特別清算手続	会社法 510 条～574 条、879 条～902 条

2. 清算型手続の概要

倒産処理手続の分類について理解していただいたところで、もう少し具体的に見ていきたいと思います。

今回は、清算型手続の概要についてです。

(1) 破産手続の流れ

破産手続は、破産法に基づく倒産処理手続です。破産手続の大まかな流れとしては、破産手続の申立て→破産手続の開始→資産及び負債の調査・確定→財産の換価→配当→破産手続の終了です。個人債務者の場合には、これらの手続と並行して免責の手続も進められます。

(2) 特別清算手続の流れ

特別清算は、清算中の“株式会社”を対象とした清算型の倒産手続であり、会社法に定める通常の清算手続の特則です。

清算中の株式会社に破産原因があると疑いが生じた場合に、手続や費用、時間の面で大きな負担となる破産手続を回避するために制定された簡易迅速柔軟な手続です。



(3) 破産手続と特別清算手続の相違点

ア 適用対象

破産手続では、適用対象となる債務者に限定はなく、個人及び法人の全てが利用することができる（破産法 2 条 4 項）のに対して、特別清算手続は、原則¹として清算手続に入っている株式会社が適用対象となります（会社法 471 条・475 条・510 条）。

イ 手続の開始原因

破産手続では、「支払不能」又は法人の場合には「債務超過」であることが手続の開始原因とされています（破産法 15 条 1 項・16 条 1 項）。

特別清算では、清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があること（会社法 510 条 1 項）又は債務超過の疑いがあること（同条 2 項）が手続開始原因となっています。

ウ 手続の態様

破産手続では、必ず破産管財人が選任され（破産法 31 条）、債務者の財産に管理処分権が与えられ（破産法 78 条 1 項）、清算を遂行するのに対して、特別清算手続では、取締役などの清算人（会社法 478 条 1 項）が公平誠実義務を課されて清算業務を遂行します（会社法 523 条）。

エ 債権者への配当

権利を行使する全ての破産債権者の手続参加が要求され、原則として平等に配当が行われます（破産法 194 条）。

一方特別清算手続においても、債権者が手続に参加することを強制され、清算株式会社の財産の配分を受けるための協定に参加しなければなりません。債権者への配当は、清算人作成の協定案に関する債権者集会の特別多数決及び裁判所の認可に基づいてなされます（会社法 567 条・569 条）。

オ 担保権者の地位

破産手続では、担保権を有する担保権者は破産手続に拘束されず、自由に権利行使することができます（破産法 65 条）²。

一方特別清算手続では、担保権者の自由な権利行使は認められますが、裁判所により担保権の実行の中止が命じられることがあります（会社法 516 条）。

カ 免責手続の有無

破産手続には、債務者が個人の場合には、免責制度（破産法 248 条～254 条）がありますが、特別清算手続には存在しません

以 上

¹ 株式会社以外でも、保険業法 184 条、資産流動化法 180 条 4 項、投信法 164 条 4 項などに、特別清算の準用規定があります。

² 例外として担保権消滅手続があります（破産法 186 条～192 条）。